

奥道経第708号

令和3年12月22日

奥州市上下水道事業運営審議会

会長 中澤 俊明 様

奥州市長 小 沢 昌 記



手数料の改定に係る諮問について

奥州市上下水道事業運営審議会条例（平成18年条例第298号）第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 給水装置工事に係る手数料の改定について
- (2) 排水設備工事に係る手数料の改定について

2 諮問の趣旨

水道法改正により、給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されたことから、指定手数料を見直すとともに、その他の手数料についても実態に見合った手数料とするものである。

このことについて、委員の皆様方のご意見を賜りたく、諮問いたします。